

建設水道常任委員会

平成22年11月15日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎浦野 圭司	○紀 良治	中川 靖広
辻 善次	木澤 正男	木田 守彦
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	清水 建也	都市建設部長	藤川 岳志
建 設 課 長	今西 弘至	同 課 長 補 佐	角井 敏文
観 光 産 業 課 長	川端 伸和	同 課 長 補 佐	関口 修
都 市 整 備 課 長	加藤 保幸	都市整備課参事	井上 貴至
同 課 長 補 佐	井上 究	上下水道部長	谷口 裕司
上 水 道 課 長	清水 孝悦	同 課 長 補 佐	上埜 幸弘
下 水 道 課 長	上田 俊雄	同 課 長 補 佐	井戸西 豊

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 木田委員、紀委員

委員長

皆さんおはようございます。

全委員出席されておられますので、ただ今より、建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、木田委員、紀委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、1. 継続審査としまして、（1）都市基盤整備事業に関する事について、①公共下水道事業に関する事についてを議題といたします。理事者の報告を求めます。 上田下水道課長。

下水道課長

それでは、公共下水道事業に関する事についてご報告させていただきます。資料1をご覧くださいませでしょうか。

最初に1枚目、平成22年度公共下水道工事箇所図によりまして工事進捗状況をご報告させていただきます。9月の委員会から2路線の工事を新たに発注いたしましたことから8路線となっております。新たに発注いたしましたのは、龍田4丁目地内の8工区－1工事、図中ピンク色路線と、龍田2丁目地内4工区－6工事、図中紫色路線でございます。10月18日に契約を行い現在、施工計画の協議を行っているところでございます。

次に、小吉田1丁目地内5工区－1工事 図中赤色路線につきましては、10月29日に工事が完了いたしております。また、その他の5路線につき

ましては、現在、下水道管渠の埋設工事を行っており、年度末の完成に向けまして順調に工事を進めているところでございます。

続きまして、公共下水道接続申請状況でございます。2枚目をご覧くださいませでしょうか。平成22年10月末の状況でございます。平成22年度に入り公共下水道への申請受付件数が150件いただき、総数が2,173件となりました。また利用世帯数は、2,453世帯になっております。接続率につきましても、9月の本委員会から1.1%増えまして60.8%となっている状況でございます。融資あっせん利用総数は34件、浄化槽雨水貯留施設への転用申請総数は27件でございます。

今後も、公共下水道の整備拡大及び利用促進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本件につきましては、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 加藤都市整備課長。

都市整備
課長

それでは、②都市計画道路の整備促進に関することにつきまして、ご説明させていただきます。

まず、いかるがパークウェイについて報告させていただきます。

稲葉車瀬区間におけます「いかるがパークウェイ稲葉車瀬地区道路改良他工事」につきましては、当初、平成22年3月3日から10月31日までの工期で発注がなされ、順調に工事が進捗しておりましたが、当初工事には含

まれていなかった植栽帯内の照明配管工や基礎工、里道の機能復旧工事が追加発注されたことによりまして、12月28日までの2ヶ月間の工期を延長することになったと確認しております。

関係自治会の住民の方々に対しまして、工事期間が延長になったことに対する回覧文書の配布を行って周知させていただいております。

現在の工事状況につきましては、道路構造物の施工がほぼ完成し、車道のアスファルト舗装と、歩道の玉砂利舗装工事が残っている状況で、11月下旬には完了すると確認しております。

次に、前回の委員会におきまして、いかるがパークウェイ稲葉車瀬区間や岩瀬橋の早期完成と供用及び五百井・興留区間の事業促進が緊急の課題であることから、平成23年度予算の確保の要望活動等を勢力的に行ってまいりたいというふうに報告をしておりましたことについて、10月22日には奈良国道事務所長に、10月25日には近畿地方整備局道路部長に対しまして、それぞれ町長が面談に伺いまして、いかるがパークウェイの現状を説明いただき、事業の状況については十分にご認識いただいたものと考えております。合わせて、近畿地方整備局では局長をはじめ、道路部関係所管事務方への意見書を提出し、整備促進かかる予算確保の要望活動を行ったところがあります。また、このたびの要望活動では町からの意見書に加えまして、いかるがパークウェイ推進協議会においても事業を推進する住民の立場からの要望書の提出をいただいております。

また、国土交通省政務三役に対しましても要望活動を行うべく、民主党県連を通じまして、民主党本部への面談要望を要請しているところであります。今後におきましても、機会あるごとに積極的な要望活動を行って事業促進に必要な予算確保をいただけるよう努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、五百井・興留区間については、今日まで地権者や地元水利組合等との協議は行ってきたところでありますが、パークウェイ周辺地域住民への対応について奈良国道と調整を行いまして、周辺地域の住民の方々との協議の機会を設けることとしております。まずは12月4日に服部地域を中心とする11の自治会を対象に自治会役員さん等との協議を行う予定となっております。

ります。なお、他の周辺地域の自治会長さんとも調整を図りながら同様に協議の場を設けてまいる予定であります。

最後に、去る11月1日に近畿地方整備局において、いかるがパークウェイについての事業再評価が行われた結果、事業継続という評価がなされました。なお、付帯意見として、事業の妥当性、地元の状況、コスト縮減等の視点を含めた今後の事業の対応方針を具体的に検討することとされております。以上が、いかるがパークウェイに関することでございます。

次に法隆寺線整備事業について報告させていただきます。

残っている1件の用地につきましては、引き続き地権者と協議を行っておりまして、9月21日・10月5日・21日と交渉を継続させていただいておりまして、今月下旬には現地で地権者と設計等を行う仲介業者に代替地等の確認をしていただく予定で調整を行っているところでございます。今後とも、できるだけ早くご協力いただけるよう努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解たまわりますようお願いいたします。

以上が、都市計画道路の整備促進に関することについての説明でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

木田委員。

木田委員 まず斑鳩バイパスなんですけども、さっきいただいた建設新報の中では3自治会が反対しておられるということなんですけども、この3自治会というのはどういうところであるのかということとですね、それと法隆寺線のほうの出入口っていうんですか、あそこが反対しておられるというのか、あそこ眼鏡屋さんですか、あそこがちょっと行き詰まってるんですけど、話乗ってきてくれはるということは、まあ前進しているのかなと思いますねんけども。その付帯条件っていうんですか、相手方の望んでおられるというのは、駐車場をどっかへ持っていくということなんか、もう建物全体を移動するということなんかね。あそこの肝心の出入口のところが携帯電話のアンテナとか立ってるし、その分の駐車場を町の公民館の駐車場のほうになにされるのか、そ

の辺どういうふうにご考えておられるのかだけ教えていただきたいと思ひます。

都市整備
課長 いかるがパークウェイの反対自治会ということでございますけども、三
室、第一地所、高安西団地の3自治会でございまして、以前から反対してお
られるのはご存知だと思ひますけども、その3自治会でございます。それか
ら、法隆寺線の地権者の方の申されていることにつきましては、基本的には
思っておられるのは建物全体を町で買ってほしいというようなこともおっ
しゃられている部分もございますけども、町としては事業に影響のある部分
のみということで、それはできないということでお返しをさせていただいて
おりまして、駐車場が削られます分、できるだけ近くで必要な台数だけ確保
していただきたいというところで、今調整を行わせていただいているところ
でございまして。次回、設計等を行う、先ほど説明しましたように、業者も
中へ入ってくるということでございますんでね、ある程度具体的になってい
くのかなということも思っているところでございますけども、ずっと副町長
も行っていていただきますので、さらに継続して交渉していきたいと考えて
おります。

委員長 他にございますか。 木澤委員。

木澤委員 斑鳩バイパスの再評価ということで報告をしてくれはったんですけども、
次回の再評価までに事業の妥当性、地元の状況、コスト縮減等の視点も含め、
今後の事業の対応方針を具体的に検討することというふうになっているん
ですけども、ちょっと私この評価をしている委員会の状況なんかがよく分か
らないんですけども、次回委員会というのはもう日が設定されているん
ですか。

都市整備
課長 3年後以内です。

木澤委員 そうすると、その3年間の間に具体的に検討するということ
ですけども、

それまでは事業はどうなんですか。

都市整備
課長 先ほど説明させていただきましたように、23年度予算、もしくは補正予算、今年度は補正予算も要求されておりますので、その予算が確保できれば当然事業はそういった形で進んでいくというふうに考えております。

委員長 他、ございますか。

(な し)

委員長 ないようですので、本件につきましては一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課参事。

都市整備
課参事 それでは、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することの進捗状況について、報告させていただきます。

まず、北口の5号線であります。路線東側で7月に契約いただきましたところにつきまして、今般、路線沿いにおいて再築されました店舗等の建築が完了し、営業が再開されることになりましたので、取得した事業地部分について暫定舗装の工事を実施したところでございます。また、残りの事業用地1件につきましては、自己所有地の底地整理手続きがなされており、土地の整理ができしだい契約をいただくことになっております。

なお、後ほどまた補正予算のところでも触れさせていただきたいと思っておりますけれども、路線東側の用地取得を全て完了後において、今年度で路線東側の歩道整備及び無電柱化工事を実施することといたしておりましたが、電線事業者との協議を進める中で、路線両側の無電柱化を同時に施工することで、当町から電線事業者へ支払う多額の補償金が発生しないことが確認できたことから、今年度で予定しておりました歩道工事及び無電柱化工事にかかる工事請負費について、繰越明許費の設定のお願いをさせていただくこととし

ておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に駅南口でございますけれども、駅南口周辺のまちづくりの骨格となります都市計画による主要アクセス道路（仮称）法隆寺駅前線及び駅前広場についてであります。今日まで関係機関等の協議を進めながら計画の検討作業を進めてまいりました。今般、（仮称）法隆寺駅前線及び駅前広場計画について一定の計画の考え方がまとまりましたので、地元自治会及び関係権利者を対象とした説明会を、この11月23日（火・祝）に開催する予定をいたしております。説明会には、本日配布しております資料2でございますけれども、この資料を使って説明をさせていただきたいというふうに考えております。（仮称）法隆寺駅前線の計画幅員につきましては、12mから18mの中で検討をしておりますが、都市計画を定めるにあたっては地元関係者の合意形成をはかることが重要となりますことから、説明会における関係者のご意見、あるいは、町決定の都市計画ということでもございますので、都市計画審議会においても十分に幅員についてのご審議を賜りながら計画幅員を決定する必要があると考えております。

次に駅前広場でありますけれども、今回、広場計画を検討するにあたっては、現状の広場を有効に機能させることを基本に広場計画（案）を作成し、関係機関となります警察、バス、タクシー、JR、奈良県との協議を行いながら検討を進めております。なお、広場区域の面積といたしましては約6,000㎡程度となっております。

以上が（仮称）法隆寺駅前線及び駅前広場の考え方でございます。

今後、当委員会におきましても、地元の説明会の状況や都市計画審議会における審議等の状況等につきましても報告させていただきますのでご理解を賜りますようお願いいたします。

最後に、南口広場において県警本部で建築されます交番所の関係でございますけれども、明日、11月16日に建築業者が決定する予定と聞いており、年内には工事着手され、3月末までの工期で完成するよう進められていると聞いておりますので報告しておきます。

以上で、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することの報告とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 以前から駅の周辺整備計画というのは、予算を組んで出されていたかなと思うんですけども、今回新たにこういう計画にすることによって、予算的にはどういう変化があるんですか。

都市整備課参事 まず予算の関係ございますけども、以前の計画よりも変わってきていて、都市計画として駅前広場についてもさらに拡張した形での整備をしていくということで、費用については今まで想定していた事業費よりも上がっているということになっています。

木澤委員 今の段階で概算的に、まだ地元とも意見調整をしなければいけないでしょうけども、億単位で上がっていくと思うんですけども、その辺のところはどう見てはりますの。

委員長 池田副町長。

副町長 今の具体的な数字ということでございます。今、第4次総合計画もやっております。この都市計画の進捗状況もありますので、今、内部の方で予算の総額をいくらにするか調整やっておりますので、今、ここで言う段階ではないので、また予算委員会に向けて財政推計も入れながらご提示申し上げたいと考えております。

木澤委員 それはまたきちっと数字がはっきりした段階でお願いしたいと思うんですけども、先ほど、地元の説明に行くのにも資料これでいくとおっしゃっていたんですけども、これだけなんですか。

都市整備 その資料にもとづきまして、説明をさせていただきたいということでお願

課参事 いをしております。

木澤委員 まあ、ざくつとした、最初こういう計画ですよという、大まかな話の第一段階と理解しておったらいいですか。

都市建設 部長 この駅の計画につきましては昨年もですね、説明会もさせていただいております、いろいろご意見いただいて、それ以降検討しているわけですが、まず、このお手元の資料の中身につきましてはですね、基本的にはこのルートの関係等も以前、意見をいただいておりますので、これから意見を聞かせていただいて、まとめていきたいというふうに考えております。

木澤委員 あと安堵王寺線は黒線になっていますけども、これはもともと県のほうで施工してもらうというふうに予定していたかと思うんですけども、この部分についてはこの仮称の法隆寺駅前線ですか、これを整備するにあたっては、どうなっているのでしょうか。

都市建設 部長 (仮称) 法隆寺駅前線、これを整備するにあたりましてはですね、当然県道からのアクセス、接続が必要でございますので、この整備にあわせては同時に町のほうでやっていく必要が出てこようかと思っております。基本的には以前から安堵王寺線につきましてはですね、広域のネットワークの中ですね、県にお願いはしてきたところでございますが、この進捗状況に合わせましてですね、町でやっていく必要も出てこようかというふうに思っております。

木澤委員 今、聞きますと結構予算的には膨れてきているなど、安堵王寺線もこの部分は町がするということだと、更に予算もかかりますんで、できるだけ少ないお金で対応していただきたいと思うんですけども。それとですね、この広場整備の部分について、かかっている地域は今ある広場からだいぶ広がると思うんですけども、やはり地元の声を聞くと賛成されていないようなご意見も私もお聞きしますんで、その辺についても十分地元の皆さんの意見も聞

きながら、整備に当たっていただきたいのと、また、地元がどういう反応を示しているかというのは、委員会できちんと報告をしていただきたいと思えますので、その点だけお願いします。

委員長 他にございますか。 木田委員。

木田委員 新家地区の土地区画整理ってなっていますねんけれども、面積はどのぐらいになるのか、そして、区画整理された場合ですね、地権者の方にそれを前部渡すということになるのか、あるいは減歩してまたそこで町がなにかを計画というような考え方を持っておられるのかね。やっぱりこんだけの駅前というんですか、南にしても駅前やったら商業地域かなんかに活用できたらいいんではないかなというふうに思うねんけども、そうなったら個人的なそういう権利関係が難しくなってくるので、なかなかそれは進まないというようなことになると思いますねんけども。とにかくこれは一度、土地区画整理をして、個人個人に完成した場合には、権利のある部分については渡すというふうな考えでよろしいんですか。

都市整備課参事 まず、面積につきましては2.4haの区域のほうで整備の方を検討されているところでございます。今、木田委員がおっしゃった形なんですけども減歩につきましては、当然道路や公園等の公共施設をつくることによって減歩というのが発生してまいります。また、保留地減歩ということで、この事業費を成立するための、事業費を生み出すための土地の売却をして、事業費にあてていくというところから、そういった保留地減歩が発生し、それらは処分をされていくということになります。残りの土地につきましては、当然、地権者の方々の権利の状況によりまして配分がされていくということになるんですけども。今、事業計画のほうがですね、我々のほうにも明確な事業計画は聞いておらないわけなんですけども、その中で全体でまとめて、換地を受けられて、それぞれの権利区分を設定して、ひとつの大きな画地にされるというようなことも考えておられるということも聞いておるわけでございます。以上です。

木田委員　　今までからでですね、私議員させてもらってからでも駅前再開発とか、街路事業とか、いろいろ事業名は変わってきてですね、もうこれが言うても最後やなというふうに思いますねんけども、とにかく失敗のないようにですな、名前はどうなっても、とにかく失敗というんですか、前向きに進行できるように努力していただきたいなと思いますねんけども。町長その近くに住んでおられるよって、ようわかっておられると思いますねんけど、町長はこれは絶対やっていけるというふうに考えておられるのか、どうですか。

町　長　　この関係等については、今おっしゃっていただいたように、いろんなこと、紆余曲折をしながらきております。当初は駅前再開発ということで踏み切った関係等について住民説明会をしながらうまくいかなかった、まず橋上駅のほうが先になってきたわけでございますし。そういう点から、今、現在新家地区の方々から再度線引きの見直し等についてですね、そういう特定保留地をなんとかしてほしいというご希望の中で、なんとか線引きの中に入れていく中でこういう事業をしていこうということですから。問題は、新家地区、この土地を所有されている方々が本当にそういう熱意があるのかなのか、そこに私はかかっていると思います。一番問題は、委員おっしゃっておりますように、減歩とかそういうことを質問者もおっしゃってますように、そういういろんな問題をクリアしていく、あるいはまたこういう、景気が悪くなって、こういうところに事業所ができるのかできないのか、そういうことも十分検討しながらですね、今後の推移を見ていく中で、われわれとしてはこの地域を活性化するためには、当然進めていこうと考えています。ただ、やっぱり駅前広場の関係等については、かなり難しい問題があろうと私は思ってますし。私はそういう中で11月23日に説明会を開かせていただいて、いろんなご意見を聞きながら、時間はかかろうと思いますけども、できるだけ当初の目的を達成すべく努力をしてまいりたいと考えております。

委員長　　他ございますか。　中川委員。

中川委員　この安堵王寺線というのは県道ですか、町道ですか。

町　長　　都市計画道路ですから、以前から県道にしてほしいというご要望はしておりますが、最終的に浄化槽の関係等について、安堵の島田町長が最終的にポンプ場をつくる中で、この安堵斑鳩王寺線をなんとか県道に組み入れてくれと最終的な要望をされたんですけども、結果的には県はできないと、断念してほしいということで、都市計画道路ということで、われわれのほうで進めていかなければならないと思っております。

委員長　　他、よろしいですか。

（　　な　　し　　）

委員長　　ないようですので、本件につきましても一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、2. 1 2月定例議会提出予定議案について、あらかじめ説明を受けることにいたします。

まず最初に、（1）平成22年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について、理事者の説明を求めます。　上田下水道課長。

下水道課長　それでは、平成22年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてのご説明をさせていただきます。

本議案につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、予定価格が5千万円を超えますことから工事の請負契約について議会の議決を求めるものであります。

それでは、資料3をご覧くださいませでしょうか。契約の対象は、斑鳩町公共下水道事業　第12処理分区　稲葉汚水幹線工事でございます。契約方法は、制限付一般競争入札。契約金額及び契約の相手方につきましては、1月15日、本日でございますが、郵便入札による開札が行われますことから、資料では空白とさせていただいております。なお、今後、入札事務を進

め契約金額及び契約の相手方を議案書でご報告させていただくこととなります。

次に工期でございます。議会議決後450日間とし、平成22年12月22日から平成24年3月15日を予定いたしております。

続きます、工事場所でございます。資料1枚目の裏面をご覧くださいませでしょうか。稲葉車瀬1丁目地内、稲葉車瀬の集落南側が上流部となります。集落東側道路(町道406号線)を北上いたしまして町道401号線(通称 服部道)を抜けまして、町道408号線を東へ進み町道405号線(通称 当麻道)を下流部とする路線でございます。路線延長は519.7mでございます。

つぎに、資料2枚目の詳細図をご覧くださいませでしょうか。

工事詳細図でございます。本工事におきましては、管の内径が40cmのコンクリート管による推進工法により工事を予定いたしております。

管渠の深さは、最下流部(図面NO1)既設マンホールで11.3m、最上流部(図面NO4)立坑で6.5mとなっております。

なお、管の勾配は5パーミリでございます。当該路線は、北側の町道408号線(図面表記NO1からNO2まで)は、大阪ガスφ300mm、町水道管φ100mm、県営水道管φ250mm等の地下埋設物が多数埋設されております。

また、各路線の道路幅員は狭く、西小学校の通学路に指定されている道路もございませことから、施工条件を踏まえ曲線推進工法を採用し管渠の築造を予定いたしております。

以上、簡単ではございませが、12月定例議会に提出を予定しております平成22年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてのご説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

(な し)

委員長

次に、（２）斑鳩町景観条例（案）について、理事者の説明を求めます。
加藤都市整備課長。

都市整備
課長

それでは、12月定例議会提出予定議案の2番目「斑鳩町景観条例（案）」について説明させていただきます。まず、本条例を制定するに至る経緯について簡単に述べさせていただきますと思います。

資料番号4-3「景観行政団体への移行時期、景観計画策定及び関係条例制定のスケジュール」をご覧くださいと思います。

表の上から2段目に当町が「景観行政団体」への移行に関する流れを示しております。10月6日に奈良県知事宛てに、同意申請手続きを完了しております。11月末には同意を得て、30日間の周知期間を経た後、平成23年1月1日から景観行政団体へ移行する予定であります。

続きまして、表の上から4段目に町景観条例の制定に関する流れを示しております。当町が景観行政団体に移行いたしますと、景観法運用指針に基づき、景観行政団体となった日、つまり平成23年1月1日から、当町独自の景観計画を施行するまでの間は、現行の奈良県景観計画に定められている事項のうち、当町に関する事項について、運用することとなるため、届出や勧告、変更命令に関する手続き等を、当町が奈良県に代わって行うこととなりますことから、それら手続きに必要な内容を斑鳩町景観条例で定め、12月定例議会に上程するものであります。

それでは、本題であります「斑鳩町景観条例（案）」について説明いたします。資料番号4-1「斑鳩町景観条例（案）」をご覧ください。

なお、条文につきましては、奈良県景観条例の条文を基本として、景観行政団体への移行に伴い、奈良県景観計画を、本町が運用するために必要な部分を抜粋し制定するものであります。

まず第1条につきましては、本条例案の制定目的について記述しており、そのなかで、景観形成の目標としたしまして、第2回景観計画策定委員会にて決定いただきました「魅力ある自然・歴史・町並みが織りなす斑鳩の里の景観の保全と創出」を掲げております。

第2条につきましては、良好な景観を町民共通の資産として受け継ぎ、育

て、創出し未来の町民に承継されるよう、その形成のための基本理念を掲げております。基本理念として、1つ目に良好な景観とは、地域の自然、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されることをかんがみ、これらの調和に配慮しながら、その整備及び保全が図られなければならない旨掲げております。2つ目に良好な景観とは、観光その他の地域間交流の促進に大きな役割を果たすことにかんがみ、地域の魅力向上と活性化に資するよう、その整備及び保全が図られなければならない旨掲げております。3つ目に良好な景観は、町、町民、事業者及び民間団体の適切な役割分担と協働のもと、それらの者の積極的な取り組みにより、その整備及び保全が図られなければならない旨掲げております。

次に、第3条から第5条につきましては、前条の基本理念にもとづき、町と町民及び事業者各々が良好な景観の形成のための明確な役割、すなわち責務を掲げております。

まず、第3条には、町の責務として1つ目に良好な景観の形成に関する総合的かつ先導的な施策を策定し実施する、2つ目に地域特性に応じた景観形成に配慮しながら公共事業を実施する、3つ目に良好な景観の形成に関する町民、事業者及び民間団体の主体的かつ積極的な取り組みが促進されるよう必要な措置を講じる旨掲げております。

次に、第4条では、町民の責務として良好な景観の形成に関する理解を深め、その形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、町が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない旨掲げております。

第5条には、事業者の責務として土地利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、地域のまちづくり及び地域間の交流の担い手として、町が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない旨掲げております。

第6条につきましては、景観計画の策定、及び景観計画区域内で特に景観形成の推進に取り組むべき重点景観形成区域の設定、並びに重点景観形成区域ごとに良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項の設定について掲げております。

これにつきましては、申し訳ございませんが、資料番号4-4「重点景観

形成区域の位置図」に示しておりますように、当町管内では「第1種特定区域」これにつきましては世界遺産等沿道区域となっております、ピンク色に塗っている部分でございます。それと「広域幹線沿道区域」これは水色マーカーをさせていただいている部分でございます。この2つの重要景観形成区域がございます。申し訳ございません、元に戻っていただきまして、第7条につきましては、景観計画の変更について掲げております。

次に第8条につきましては、住民等により景観計画の策定や変更を提案された場合、その提案を採用しない場合の手続きについて掲げております。

次に、第9条につきましては、景観法に定められております届出行為以外に、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として、土地の開墾、土石の採取、屋外における土石、廃棄物、再生資源の堆積等も届出の対象に追加し、届出の手順や添付書類、また、届出対象外行為のうち景観法で定められている事項以外に、仮設建築物の新改築、農林業に関わる土地の形質の変更と物件の堆積などの追加について掲げております。

次に第10条につきましては、届出を要する行為に関して、届出者が事前に届出内容に対して助言を求められた場合について掲げております。

第11条につきましては、届出内容が景観計画に定められた行為の制限に適合しないと認められる場合に、届出者に対して内容の変更等必要な措置をとる旨勧告及び公表することについて掲げております。

次に、第12条につきましては、景観法で定められている届出対象行為のうち、前条で規定しております勧告行為だけでは、強制力に限界があるため、条例で特定届出対象行為として定めることにより、設計変更、工事の中止などを命令することができる旨掲げております。

次に、第13条につきましては、前条の規定により命令を発する場合には、斑鳩町景観計画策定委員会の意見を聞かなければならない旨掲げております。

第14条につきましては、届出行為が完了した場合は、その旨届け出なければならないことについて掲げております。

次に、第15条につきましては、景観法及び本条例に規定する届出対象行為以外の行為である場合であっても、届出者は景観形成基準に配慮するなど

に努めなければならない旨掲げております。

次に、第16条につきましては、景観計画区域内の既存の建築物、工作物のうち良好な景観の形成を図るうえで著しく支障があると認められるときは、その所有者に景観形成基準に配慮する等の措置を求めることができる旨掲げております。

次に、第17条につきましては、住民等へ良好な景観の形成に関する知識の普及や学習の支援、また、住民と連携、協働して良好な景観の形成を推進することができるよう必要な施策を実施する旨掲げております。

次に、第18条につきましては、その他として本条例に定めるもののほか、施行に関して必要な事項は規則で定める旨掲げております。

最後に、資料番号4-2でございますけれども、「斑鳩町景観条例施行規則（案）」には、本条例（案）施行に関する必要な事項を定めておりますので、ご確認をしていただければと思います。

以上、簡単ではございますが、12月定例議会提出予定議案の2番目「斑鳩町景観条例（案）」につきましての説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

木澤委員。

木澤委員 また、しっかりと読ませてもらって後々深く審議をしていきたいと思うんですけども。今回1月からこうして裁量権がこうして町のほうに移るっていうんですかね、そういう形になっていくかなと思うんですけども。手続き的なところとか非常にやりやすくなるのかなと思うんですけども。県の計画のもとで、規制している以上のことができるようになるんですか、ちょっと理解として私もよく分かってないんですけども。基本的に県から町へ裁量権が移るといふふうに理解はしているんですけども、これをつくったことによって、町独自にいろいろまちづくりを進めていけるかなと、景観について思うんですけども、法律は超えてはいけませんけども、県で規制している以上の規制をしていくような考え方になるんですかね。

都市整備課長 おっしゃられるように町に裁量権が移りますので、町の実態に合わせた規制がはかれるとういうふうには考えておりますけれども。ただ、財産に関わるものでございますので、非常に慎重に対応しなければならないというふうに考えております。当面は今、県の運用基準でいきますので、県の基準になりますけども、景観計画が3月末で策定する予定でございますので、その時に町独自の条例も制定していきますので、その中でいろんな実態にあった条例を作成したいというふうに考えています。

木澤委員 この条例というのは、理念なんかもきちんと定めていいなと思うんですけども、ちょっと気になったのは第4条の町民の責務のところ、最後のところ、「町が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない」という、この文言は、私ものすごく引かかるんですけども、もちろん良好な景観を形成してほしいし、町民の皆さんにも協力はしていただく必要はあると思うんですけども、こういう書き方をしてしまうことについてはちょっと疑問があるんですけども。景観の形成に積極的な役割を果たすように努めるというところで留め置くわけにはいかないんですか。

都市整備課長 一応、当然前提として、当然ご理解があった上で進めていくと、協力していただくと考えておりますので、条文の内容についてはこのとおりで、県の運用基準にあった形でやらせていただくというふうに考えています。

木澤委員 心配のしすぎかもしれませんが、町が実施する良好な、良好なっていうかね、形成に関する施策については、町民の皆さんいろんな意見があると思いますので、こういう書き方をするのはどうかなと思います。

副町長 この場合、条例であります。今、加藤課長申し上げましたように今後、町の景観計画を策定していきます。町の景観計画を策定していったら、一定区域でまた一定の規制を加えていきます。そのための計画と条例でありますので、これを町民の方が努めるだけだったら、してもしなくてもいいことになってくるわけですね。そうですね。この場合は当然、協力しなければならない

ないと、ちょっと1歩進んだ文言にしておかないと、今度、届出されたときでも聞いても聞かなくてもいいですよと、努めるだけとなってきますんで、条文改正上この言葉にしないと、今度町のつくる計画が生きてきませんし、この条例をつくる意味がまったく無くなってくるわけなんですわ。それをご理解いただきたいと思います。

木澤委員 私、心配しているのは、例えば1人いろんな反対される方とか、あると思うんですけども、だから法的に拘束力っていうんですかね、は発生はしてくるかなと思うんですけども、ただ、それに関するいろんな意見があって、最終的にご理解を得られないという状況が出てくるかなということを想定するんですけども。

副町長 当然これに違反して、計画に違反して看板を設置されたりしたら当然強制撤去になってきますんで、町のほうから強制撤去させていただきます。そのためにもこういう文言にしておかないと意味がないと申し上げているわけでございます。

木澤委員 違反看板とかね、そういうものの撤去については当然それでいいと思うんですけども。広く景観というふうにとらえるとね、そういう状況じゃない場合があると思うんですけども。

副町長 ここで言う景観というのは、広く景観言われましてもね、町が景観計画で規制する場合について協力しなければならないということでもありますんで。広い意味の景観でなくて、狭義的な規制を加えるところについては協力してくださいという意味で書いておりますんで。第一地所の皆さんにこういう景観にしないよとは、規制はしておりませんが、そういうことです。

木澤委員 本来やったらこの計画とね、一緒に審議をするべきかなと思うんですけども、計画についてはつくるのは後になってきますんで、だから、今、副町長おっしゃってますように、私が心配するものではないですよということなん

で、また、計画の方を見て、それはまあ条例をつくってしまうと、それで施行されてしまいますんで、計画見ないと今の段階でね、具体的な議論というふうにはならないと思いますんで、また計画見せていただいてまた私も理解をしたいなというふうに思います。

都市建設 先ほどのご質問に関してですけども、今、計画を見てと委員さんおっしゃ部長 っていたのですが、斑鳩町の景観計画につきましては、先ほど加藤課長から申しましたように、3月末にまとめていくということで、今回の条例につきましては、奈良県の景観計画を運用するための条例ということでございますんで、町で独自、先ほども議論ありましたけれども、独自にどういうことをやっていくのかというのは、これから景観計画策定委員会の方の方々とも協議しながらまとめてまいりたい。まずは今回の条例につきましては、奈良県の景観計画をそのまま運用していくための条例ということでご理解をお願いしたいと思います。

委員長 他にございますか。中川委員。

中川委員 この今の重点景観形成区域の位置図、ちょっとぼやっとしてピンクと水色とあるねんけども、この中に建物あるのやろね、あったとしたら16条に抵触する建物ってあるのかな。

都市整備 要は既存不適合の建物ということになるろうかと思えますけれども。県の運用課長 基準の中であれば、当然不適合な建築物はあるというふうには考えております。

委員長 他、よろしいですか。

(な し)

委員長 次に、(3)斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例について、

理事者の説明を求めます。 川端観光産業課長。

観光産業
課長 それでは、12月定例議会に提案を予定いたしております、斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例（案）につきまして、資料5によりご説明申し上げます。まず、2枚目の要旨を朗読させていただきます。

（ 要旨朗読 ）

観光産業
課長 改正案について説明いたします。

斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例（案）、斑鳩町観光自動車駐車場条例（昭和29年11月斑鳩町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条の表普通自動車、軽自動車の項中「600円」を「500円」に改めるということで、この条例は、平成23年4月1日から施行するということになります。

斑鳩町観光自動車駐車場の料金改定については、平成8年12月議会で改定の承認を得て現行の料金体系となっています。ちなみに、以前の料金につきましては、バス2,600円、乗用車500円でした。この改定につきましては、駐車場の使用状況は観光の質の変化により、年々減少しつつある状況下での、値上げの改定でありました。

今回の改定につきましては、駐車場使用料のうち、乗用車につきまして料金改定、現行600円を500円に改定するものです。バス及び単車の使用料につきましては改定をいたしません。実質、乗用車の使用料の値下げということになるわけです。

今回の改定に至った経緯であります。現状周辺の駐車場の料金が、1ヶ所を除き乗用車が500円で運営されています。このことから、観光客からすれば、法隆寺門前に実質一番遠い駐車場での料金が600円と高く設定されているのが不満をもたれるという状況となっています。

また、町営の駐車場が他の駐車場より高いというのが、一般的にはおかしいのではとの観光客の意見があったこともあります。特に乗用車による利用

者に不満を持たれています。

このことから、斑鳩町に来られる観光客の方々に、このようなことでの不満をもって帰られるという状況の回避、また「もてなし」という基本理念からも、斑鳩町に来られ、旅行を気持ちよく楽しんでいただくことを年頭に置き、利用していただきやすい料金設定とすることとし、周辺駐車場の料金体系をかんがみ、値下げとはなりますが、乗用車の600円を500円に改定するものです。

なお、駐車場の利用状況ですが、大型バスの利用はここ数年横ばい状況となっていますが、個人観光客が増加していることから、乗用車につきましては増加傾向となっている状況となっています。

以上で、斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例（案）の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。
中川委員。

中川委員 以前に町長がね、民間の駐車場から町営のほうを安くしたら苦情でまんねんというような話も聞いた記憶あるねんけど、その関係についてはクリアできてるんですか。

観光産業課長 今回の値下げにつきましては、今後条例が確定しましたら、周辺駐車場に調整の上、通知を行っていきたいと思います。また、実質、駐車場での条件が町とはまた変わってくると思いますねんけど、今後、周辺駐車場との協議を進めていくという考えでございます。

中川委員 ほんだら、議会が通って決定したら周辺の民間の駐車場にお話するということですか。できたらそれ逆の方がええの違いますか。町はこういう考えで議会に提出しようと思ってるねんけど、理解してくださいやって言ってから議会に出してもらわんと、また、議会決めよったさかいに議会がしよりましたんと、こうなりますねん。

都市建設 今、中川委員がおっしゃっていただいておりますような、地元の理解が必要ではないかというお話かと思えます。今回駐車場の料金につきましてはですね、観光客の方からも、そういった苦情もきているということと、それと、やはり今現在、斑鳩町で観光に取り組んでいく必要がある中でですね、全体として、多くの方に来ていただくというようなことの取り組みの中から、駐車場料金に対する改定をさせていただいております。この件につきまして、あとさきの問題は確かに委員さんおっしゃっていただいておりますところはあるかと思えますが、これは考え方としてですね、観光客のためということですね、これから理解をいただけるようにですね、皆さんに説明を申し上げていきたいと考えておりますので、ご理解のほう賜りたいと思えます。

中川委員 もともと私も、なんで町営の駐車場が高いのっていう疑問を持っていたし、そういう意見を言わせてもらったこともあります。その中で、地元との関係があるからだという話だったからね、そこらクリアできているのかという懸念があっただけで、その辺は地元ときっちり調整していただくようお願いしておきたいと思えます。

委員長 他、よろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、以上、12月定例議会に付議が予定されている議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

まずはじめに、(1)平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)につきまして、理事者の説明を求めます。

藤川都市建設部長。

都市建設 それでは、平成22年度一般会計補正予算(第7号)につきまして、説明

部長

をさせていただきます。

まず、お手元の資料－6をご覧くださいと思います。

まず、表面でございます。第17款 寄付金 第1目 寄付金都市計画費 寄付金および商工費寄付金で、それぞれ1万円を増額をさせていただきます。これらにつきましては、ふるさと納税制度によります寄附金で、都市計画費寄附金では自然環境の保全と活用に、また、商工費寄付金ではその他として観光ボランティアの関係にと、ご指定いただいておりますことから、当該事業に充当しようとするものでございます。

それでは、裏面をご覧くださいと思います。歳出でございます。

第5款農林水産業費、第6款商工費及び第7款土木費、それぞれの上段に「人件費所要額（人事院勧告等影響額）」といたしまして、補正額の欄には「※」を記載しております。これは、人事院勧告に伴います期末勤勉手当等額の及び共済組合の負担率の改定等に伴いまして、人件費の補正をお願いするものでございますが、具体的な額につきましては現在積算中でございますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、第7款土木費の公共下水道事業への支援につきましても、「※」で表しております。これにつきましても下水道事業におけます人事院勧告等の影響額に対するものでございまして、金額につきましては現在のところ確定してございません。

次に、歳出に関する繰越明許費についてであります。第7款 土木費 第4項 都市計画費 第8目 JR法隆寺駅周辺整備事業費につきまして2,600万円を繰越明許費として設定をお願いするものでございます。

これは先の継続審査案件でご報告をさせていただきましたように、駅前北口5号線の歩道整備、及び電柱無電柱化工事にかかります工事請費につきまして繰越をお願いするものでございます。

なお、これまで説明させていただきましたのは、今現在までの補正予算でありまして、今後、国の第1次補正予算が国会で可決されまして、詳細が明らかになりましたら、地域活性化交付金につきまして、改めて補正予算として計上させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、平成22年度一般会計補正予算（第7号）

の内、都市建設部所管の部分につきましての説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、次に(2)平成22年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、理事者の説明を求めます。

上田下水道課長。

下水道課長 それでは、平成22年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

資料7をご覧くださいませでしょうか。一般会計と同様に、公共下水道事業特別会計におきましても、人事院勧告に伴います期末・勤勉手当等の減額、及び共済組合の負担金率の改定、また人事異動等に伴います人件費の予算補正をお願いするものでございます。

補正をお願いする科目といたしまして「※」印を付けております歳入では、第4款繰入金、歳出では、第1款公共下水道費でございます。

具体的な額につきましては、現在、積算中でございますことから、12月定例会におきまして、確定額を計上させていただきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、資料の下段でございます、継続費の補正でございます。

12月定例議会提出予定議案であります、第12処理分区稲葉污水幹線の管渠築造工事につきまして、工事請負契約の議案とともに継続費の総額及び年割額の補正をお願いするものでございます。

補正後の総額及び年割額につきましては、郵便入札の開札が、本日執行いたしますことから、現在は未定でありますので、黒丸印で表しております。

12月議会定例会には請負金額に応じた総額及び年割額を計上させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、12月議会定例会に提出を予定いたしております、平成22年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(3)平成22年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）について、理事者の報告を求めます。

清水上水道課長。

上水道課長 平成22年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。資料ナンバー8でございます。水道事業費用の中で、営業費用に人件費所要額といたしまして補正額の欄には※を記載したものがございます。これは人事院勧告に伴います期末・勤勉手当、共済組合の負担金率の改定、また4月1日付けの人事異動に伴います人件費の予算補正をお願いするものでございますが、具体的な額につきましては現在積算中でございます。そうしたことから※で表しております。なお12月定例会におきましては、確定額で提示をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いいたします。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(4)斑鳩町都市計画マスタープラン策定について、理事者の説明を求めます。 加藤都市整備課長。

都市整備
課長

それでは、報告事項の4番目、「斑鳩町都市計画マスタープランの策定」につきまして、ご説明させていただきます。

今年8月に開催されました本委員会におきまして、ご報告させていただきました以降の状況についてであります。10月7日に第3回目の都市計画マスタープラン策定委員会を開催いたしております、その内容につきましてご報告させていただきます。

この中での審議事項についてであります。資料9-1（新）斑鳩町都市計画マスタープランの構成（案）という標題の資料をご覧ください。

3回目の策定委員会におきましては、第2章の都市づくりの目標及び第3章の都市づくりの方針（全体構想）の修正について、と、第4章の地域別の都市づくりの方針（地域別構想）について、と、第5章の計画の実現にむけてについての3点につきまして、審議がなされております。

このうち、まず1点目の第2章の都市づくりの目標及び第3章の都市づくりの方針（全体構想）の修正についてであります。第2章及び第3章の内容につきましては、6月28日に開催いたしました2回目の策定委員会におきまして、審議がなされておりますが、委員会の中で出されました意見の反映や、現在、策定作業を進めております町の総合計画や景観計画との内容の整合性を図るといった観点から、一部内容の修正を行っております。主な修正箇所についてであります。資料9-2 第2章 都市づくりの目標（案）※印、見え消し修正版という標題の資料をご覧ください。

この資料を1枚開いていただきまして、1ページ目をご覧ください。

資料の中で赤字となっておりますところが、今回修正を行いました箇所となります。また、修正後の内容をご確認いただくことができますよう、資料の後ろのほうに、6ページ目の次に、修正版という標題の資料を参考としてお付けさせていただいております。

なお、この委員会での説明におきましては、修正を行いました部分がわかりますよう※印の見え消し修正版を使用させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、見え消し修正版のほうに戻っていただきまして、5ページ目をご覧くださいませでしょうか。

このページの下のほうにございます(2)拠点を結ぶネットワークのところについてであります。2回目の策定委員会におきまして、旧街道であります奈良街道につきましては、斑鳩町の生活道路の主軸として、また、法隆寺地域と龍田地域とを結ぶ重要な路線として、本計画の中ではっきりと明示したほうが良いのではないかという意見がありましたことを受けまして、次の6ページ目の都市構造図の中にごございますように、奈良街道のうち、龍田と並松との区間を、旧街道といたしまして、新たに拠点を結ぶネットワークの中に加えることといたしております。第2章の都市づくりの目標につきましての、主な修正箇所は以上でございます。

続きまして、資料番号9-3、都市づくりの方針(全体構想)(案)という標題の資料をご覧くださいませでしょうか。

この資料の6ページ目をご覧くださいませでしょうか。

道路・交通体系整備の方針についてであります。第2回目の委員会におきまして、自転車道に関する意見がありましたことを受けまして、まちづくりの中でも、自転車を積極的に活用していくことによりまして、都市づくりの目標のひとつとして掲げております環境にやさしいまちづくりを進めていくという観点から、(1)の基本的考え方の、上から4つ目のところで、自転車道に関する記述を新たに加えることとしております。

次に、7ページ目をご覧くださいませでしょうか。

先ほど、ご説明をいたしました第2章の都市づくりの目標の中の、拠点を結ぶネットワークに、旧街道を新たに加えましたことに伴いまして、(5)旧街道の整備方針といたしまして、旧街道に関する記述を新たに加えることといたしております。

次に、12ページ目をご覧ください。景観形成の方針についてであります。今年8月に開催いたしました第2回景観計画策定委員会におきまして、斑鳩町の景観上の特徴から自然景観区域、田園景観区域、歴史景観区域、市街地景観区域の4つの景観区域に区分いたしまして、それぞれの景観区域ごとに、景観形成の方針を定めていくこととなり、また幹線道路の沿道につきましては、今後、重点的に景観形成に取り組んでいくという方針が定められたことを受けまして、マスタープランにおきまして、景観計画の内容との

整合性をはかるため、項目及び記述の内容を整理することといたしております。第3章の主な修正箇所は以上であります。

続きまして、2点目の第4章 地域別の都市づくりの方針についてであります。こちらは今回初めて審議がなされた内容となります。

資料番号9-4、第4章 地域別の都市づくりの方針(地域別構想)(案)という標題の資料をご覧ください。1枚開いていただいて、1ページ目をご覧くださいいただけますでしょうか。

まず、地域別構想とはどのような内容を定めたものかということにつきまして、1番目の地域別構想とは、という項目の中で記述がございますように、地域の特性に応じ、それぞれの地域ごとに都市づくりの方針を示したものであります。

今回、地域区分につきましては、現行の都市計画マスタープランの地域区分に準じまして、2ページ目の地域区分図がございますように、本町を北部地域、西部地域、東部地域の3つの地域に区分することといたしております。3ページ目をご覧くださいいただけますでしょうか。まず、地域の特性といたしまして、地域の人口や世帯数、土地利用割合のほか、平成20年12月に実施いたしましたアンケート結果のうち、居住意向や都市基盤整備の現状の満足度及び将来の重要度の3項目につきまして、地区別に集計したものを掲載しております。

次に、6ページ目をご覧くださいいただけますでしょうか。ここでは、地域の主な課題と題しまして、地域における、まちづくり上の課題を箇条書きにいたしております。こうした課題に対応した地域づくりを進めていくため、北部地域におきましては、7ページ目から9ページ目にありますように、全体構想の整備方針の項目にあわせ、土地利用、市街地整備、道路・交通体系、都市施設整備、景観形成、防災という各分野ごとに整備方針を定めることといたしております。

今、ご覧いただきましたものは、北部地域に関する内容となりますが、10ページ以降、西部地域、東部地域につきまして、同じ流れで地域ごとの都市づくりの方針を取りまとめております。

続きまして、3点目の内容となりますが、資料番号9-5、第5章 計画

の実現にむけて（案）という標題の資料をご覧くださいませでしょうか。

資料を1枚開いていただきまして、1ページ目をご覧ください。

まず、1番目の重点的な施策という標題のところではありますが、マスタープランで定める方針の実現をはかるため、今後、特に重点的に取り組んでいくべき施策といたしまして、主要拠点および多様で魅力ある拠点の機能強化、道路ネットワークの形成、斑鳩の里の総合的な景観形成の3つの施策を位置付けることとしておりまして、それぞれの施策に関する方針を2ページにかけて記述しております。

次に3ページ目では、2. 協働のまちづくりといたしまして、今回都市の将来像に掲げておりますように、住民と行政がともに協働してまちづくりを進めていくことを重点においておりますことから、このページにございますように、まちづくりに関する情報の共有化や、まちづくりに関する情報の発信、まちづくり活動の支援などに取り組んでいくこととしております。

次に4ページ目をご覧ください。ここでは、3. 推進方策といたしまして、都市計画マスタープランの効果的な運用、都市計画関連制度の活用という項目立てをいたしまして、方針を定めております。

3回目の策定委員会での審議内容につきましては、以上となります。

なお、次回となります第4回都市計画マスタープラン策定委員会は、12月17日に開催を予定しておりまして、これまでの審議にもとづき、都市計画マスタープランの素案の取りまとめを行いまして、この素案に対する審議がなされる予定となっております。

簡単ではございますが、以上で、報告事項の4番目、都市計画マスタープランの策定の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

(な し)

委員長

次に、(5)一般国道25号斑鳩町歩道設置事業について、理事者の説明を求めます。 井上都市整備課参事。

都市整備
課参事

それでは、一般国道25号斑鳩町歩道整備設置事業について報告させていただきます。現在までの状況でございますが、以前に幅杭を設置させていただいたことにつきましては報告させていただいておりますが、今回、A工区（龍田大橋西詰から龍田大橋バス停附近までの間）において11月7日（日）に、B工区（龍田大橋東詰から猫坂までの間）においては、11月13日（土）に、関係者の皆様のご協力によりまして土地の境界の立会いが実施されたところであります。今後は、事業用地として必要な面積を算定するため、まずは立会いに基づく筆界確認図面が作成されましたら、各権利者に対しまして筆界確認印の受領のお願いをすることとなります。

また、A工区におきましては、10月25日から補償調査に着手され、順次調査が実施されてまいりまして、対象となる物件の調査が進められているところであります。また、B工区においても11月12日から補償調査が実施されているところあります。これらの調査が終わりましたら、年度内には補償額算定の作業を進められると聞いております。従いまして、今年度で予定されていた作業については、今日まで順調に進められているという状況にあります。

以上簡単ではございますが、一般国道25号斑鳩町歩道設置事業についてのご報告とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。
中川委員。

中川委員

龍田地区は順調に進めていただいておりますが、法隆寺のほうはどうなってますやろ。

都市整備
課参事

以前から中川委員にはその件についてご質問もいただいておりますけども、まずは法隆寺地区のですね、予算事業採択、予算を確保していくということについて、国の担当部署について努力をいただいているという状況で、まだ明確な事業の予算なり、そういったものが確定していない状況であ

りますので、そういったものが見えてきましたら、また報告をさせていただきたいというふうに思っております。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に（６）産業フェスティバルの開催について、理事者の説明を求めます。 川端観光産業課長。

観光産業課長 それでは、今月の２８日（日）に中央公民館で開催いたします、産業フェスティバル２０１０についてご報告いたします。概略ではありますがご説明申し上げます。

実行委員会により本年の産業フェスティバルについての方針が決定され、実施に向け関係者の皆様により、今、現在準備を進めているところであります。計画の概要をご説明申し上げますと、まず、恒例の農産物品評会ではありますが、フェスティバル前日の２７日午前中に受付を行い、午後から北部農林振興事務所の技師の方々を中心に審査を行う予定であります。審査結果につきましては、２８日のフェスティバルにおいて公表するとともに、各受賞者の方々に表彰をさせていただきます。

次に、当日の２８日ではありますが、午前１０時より中央公民館前で、農産物及び商工物産の即売会や各種バザーなどを各団体の参加を得て、実施いたします。また、農業委員会が中心に進められておられます、遊休農地解消対策事業の一環として、事業のご説明また展示、体験コーナーを行う予定で今現在、農業委員会でも計画され進めておられます。また、商工会における龍田市については、引き続き中央公民館で商工関係者の皆様方により開催を計画していただいております。

次に、ホールにおきましては、午後より式典を行い、農業部門、商工部門の表彰及び先ほど申しました農産物品評会の特賞の皆様方の表彰と、昨年に引き続き小学校児童による農業体験の発表をしていただく予定となってい

ます。その後においても楽しんでいただけるような企画も現在、計画されています。

なお、今回の産業フェスティバルにおいては、今後の産業フェスティバルについてのアンケート調査を実行委員会において実施されます。長年続いております産業フェスティバルについて、参加されます住民の意見を取り入れた企画にしていこうとの考えによるものです。

例年多くの来場者の方々に楽しんでいただいております。このイベントが農業者・商業者の皆様方と住民皆様方の交流の場となりますよう努力していきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

以上、簡単ではありますが、報告とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、他に、理事者側から何か報告しておくことはありませんか。 小城町長。

町 長 皆様方に、たいへん町民からもご心配いただいておりますジャスコの撤退後の関係等について、イオンが11月23日、地元あるいはそういう関係でオープンするというので、最終的には11月26日がオープンというふうに決まっております。それとあわせて、中宮寺バス停のとなりにオートボックスがございましたところが、オートボックスが移転されて、11月18日に「めぐみの庄」というのが、野菜とか販売されるようでございますが、それがオープンされるということでございます。龍田方面の方々は、非常に、ジャスコが撤退されてから、買い物が大変だといういろんなことで聞いておりましたけれども、ようやく皆さんの協力・ご理解によりまして、ようやくオープンする運びとなったということをご報告申し上げます。

委員長 他、ございますか。 川端観光産業課長。

観光産業
課長

2点ほど報告させていただきます。

まずは、中宮寺門前そばですねけれども、乾麺が完成いたしましたことのご報告です。関係者の皆様方には、まだかまだかという形でご心配をいただいておりますが、開発者であります大徳食品さんがより安全でよりおいしいそばをとの思いで試行錯誤を行った結果ということでよろしくお願いたします。「中宮寺門前そば」の誕生に関しましては、前回の生そばの誕生時にも申し上げましたが、斑鳩町農業委員会委員の皆様方が、遊休農地解消策の一環として、実証展示圃で試行錯誤をされ「そば」を栽培されております。今では晩秋の斑鳩の風景となっているようにも思われますが、このそばの栽培がきっかけとなり、大徳食品さんのご協力により、斑鳩の新しい土産物として誕生いたしました。先に誕生いたしました「生そば」は、味が良いとのことで人気があるところがございますが、いかんせん「生そば」ですので日持ちがしないとのことで、土産物としては今ひとつのことでしたが、今回の「乾そば」は日持ちもします。またパッケージも斑鳩らしい物となっておりますので、斑鳩町の初めての土産物として期待しているところでございます。なお、完成に際しての試食会を、9月22日中宮寺にて行っております。ご参加いただいた皆様方には、おいしいとの評価をいただいているところであります。

もう1点ですねけど、松山市観光俳句ポスト設置についてです。松山市では、正岡子規の足跡が残り、また、古くは聖徳太子をはじめ、多くの方々が、古代から松山のシンボルである道後温泉を愛していただいた人々にゆかりのある奈良の地で、松山をより身近に感じていただき、たくさんのお客様に松山へお越しいただけるよう、地域間交流を働き掛けておられます。

これまで、平城遷都1300年祭会場における出展やステージイベントを開催するほか、奈良にありますイトーヨーカ堂奈良店のエントランスにおける観光展及び松山物産フェアを実施されてこられました。そして、正岡子規の代表句「柿くへば 鐘が鳴るなり 法隆寺」が誕生し、スペシャルドラマ「坂の上の雲」のロケ地であるなど、特に深いご縁のある斑鳩町に「松山市観光俳句ポスト」を設置したいとの依頼がありました。松山市では地域の俳句愛

好家や観光客の皆様により一層俳句をお楽しみいただくことはもちろん、俳句愛好者を中心とした地域間交流へ向けた第一歩を踏み出したいと考えておられます。このことから、斑鳩町と松山市の観光交流の一環として、俳句ポストの設置を受けることにし、俳句ポストの伝達式、セレモニーですけれども、10月29日に、松山市の副市長を迎え、斑鳩町長出席のもと、法隆寺iセンターで開催させていただきました。

なお、俳句ポストは、法隆寺iセンター、いかるがホール、JR法隆寺駅の3か所に設置しておる状況です。以上、ご報告させていただきます。

委員長 以上、各課報告事項につきましては、終わります。

続きまして、4. その他について、各委員より質疑、意見等があればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 今報告していただきましたことについて聞きたいんですけども。中宮寺門前そば、今報告いただきましたけれども、これは、農業委員会で作っていたら、農産物加工品として加工してというものなんですか。

観光産業課長 本来であれば、斑鳩でとれたそばを、農業委員会が試作されておりますけれども、それを提携いただければいいんですけども、まだ、そばの栽培の量等、まだばらばらの状況というか、試行錯誤の状況ですので、絶対量が足りません。一部には混じるかもしれませんが、今現在、商品化として販売するだけの量はありませんので、今現在は、中宮寺門前そばの名前で、国産のそば粉100%ということで、現在行ったという状況です。

木澤委員 そうすると、大徳さんで開発していただいて、斑鳩のブランドということで今後展開していこうというものだとということで理解していいんですか。

観光産業課長 一応、斑鳩の里のイメージの土産物としてやっっていこうという考えです。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 他にないようですので、その他についてはこれをもって終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。
それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。
小城町長。

(町長挨拶)

委員長 これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

(午前10時32分 閉会)